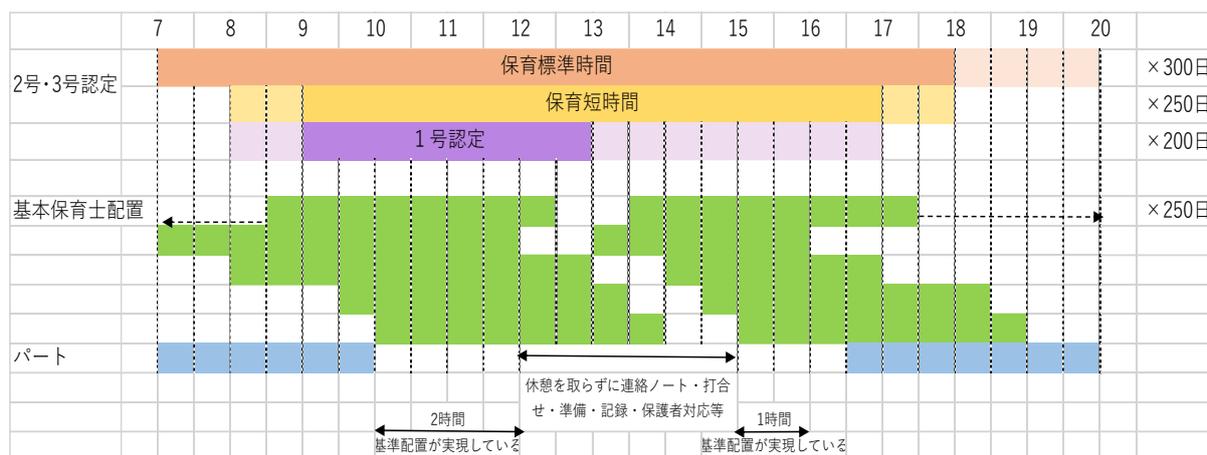


(別紙資料)

現行の保育所人員配置基準と公定価格について

- 1) 現行の保育所人員配置基準（0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1）は、国際水準から著しく乖離し、災害避難時や感染症発生時には、保育の安全性さえ十分に担保できない低さです。内閣府がご検討下っているとおり、1歳児 5:1 4・5歳児 25:1 にすることは焦眉の課題ですが、それにとどまらず看護師の必置、認定こども園と同じ基準でのチーム保育加算が、倫理的に見ても放置できない最重要課題です。
- 2) 現行の保育所公定価格は、上記の低い配置基準を、全保育時間にわたって賄えない仕組みになっています。保育所の年間開所時間は、通常 12 時間（うち一時間は延長保育）×300 日＝3600 時になりますが、保育士の労働時間は、8 時間×240 日（年末年始・日・祝、年次有給休暇除く）＝1920 時しかありません。これを時差勤務で賄うのですが、下の図のように、最低基準を満たすのは一日のうちたった 3 時間（10 時～12 時と 15 時～16 時）しかありません。この表は規模や人数にかかわらず適用できるモデルです。



内閣府の第 48 回子ども子育て会議では、全園児が同時に滞在する時間数を 8 時間と定めていますが、実際は標準保育時間認定 11 時間の子どもがほとんどですから、通勤と勤務を合わせて少なくとも 10 時間は滞在するのです。しかも保育士は一日も年次有給休暇を取らない前提で保育士の労働時間を算定しています。国の「公定価格上措置されている保育士」というものは、このような労働基準法違反の前提で算出されたものです。

- 3) 現行配置基準では、8 時間労働のすべてが園児との直接処遇時間となり、準備・計画・記録・会議・研修等、専門性を担保する時間が全く含まれていません。保護者支援のための懇談や家庭訪問もすべて時間外です。現行配置基準そのものが、超過密労働と時間外労働を強いる構造になっており、この状態を放置しては、保育所保育指針の実施も不可能なのです。

4) 現公定価格では、福祉職俸給表の格付けがあまりにも不当で、キャリアパスを構築することができません。府子本第 452 号 子 保 発 0 331 第 2 号「令和 3 年度における私立保育所の運営に要する費用について」には令和 3 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額が下記のように示されています。これは初任給ではなく、公定価格に積算された人件費全体の基準です。

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額
所長	(福)2-33	257,900 円	—
主任保育士	(福)2-17	240,108 円	9,300 円
保育士	(福)1-29	205,530 円	7,800 円
調理員等	(行二)1-37	176,200 円	—

さて、福祉職俸給表の各級の職務内容は次の通りです。(人事院規則九一八)

1 級	生活支援員, 児童指導員, 保育士又は介護員の職務
2 級	1. 相当困難な業務を行う生活支援専門職又は困難な業務を行う介護員長の職務 2. 相当困難な業務を行う主任児童指導員又は主任保育士の職務
3 級	1. 困難な業務を行う生活支援専門職の職務 2. 特に困難な業務を行う主任児童指導員又は主任保育士の職務 3. 児童福祉施設の相当困難な業務を行う寮長の職務
4 級	1. 障害者支援施設又は児童福祉施設(以下「障害者支援施設等」という。)の課長の職務 2. 困難な業務を行う主任生活支援専門職の職務 3. 児童福祉施設の困難な業務を行う寮長の職務
5 級	障害者支援施設等の困難な業務を所掌する課の長の職務
6 級	障害者支援施設等の特に困難な業務を所掌する課の長の職務

はたして、保育所の所長の職務は 2 級でしょうか。虐待対応や生活支援まで行う保育所主任保育士は 2 級でしょうか。保育士の平均は 1 級 29 号(短卒 5 年目程度)のままでしょうか。食育を行う調理員は福祉職ではないのでしょうか。

せめて所長 4 級 33 号、主任 3 級 17 号、保育士・栄養士・看護師 1 級 50 号(短卒 10 年目程度)、調理員 1 級 29 号程度への大幅格上げがなければ、保育職場の賃金改善は実現しません。また、いろいろな条件を付けた処遇改善Ⅱは廃止し、勤続年数に連動する処遇改善Ⅰに合算すべきです。